別表第一から別表第一の三まで及び別表第二中「記名押印　又は署名　を　住　所」を「氏名又は名称　及び代表者の氏名　住　所」に改める。

別表第六中「届出者　記名押印　又は署名　を　住　所」を「届　出　者　氏名又は名称　及び代表者の氏名　住　所」に改める。

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第七条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「申請者名	記名押印又は署名	「申請者	氏名又は名称
住所	資格 を	及び代表者の氏名	
電話番号	申請年月日」	住所	資格
		電話番号	申請年月日」

に、「銀行等又は資金移動業者確認印」を「銀行等又は資金移動業者確認欄」に改める。

別表第三中「届出者　記名押印　又は署名　を　住　所」を「届　出　者　氏名又は名称　及び代表者の氏名　住　所」に改める。

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第八条　火薬類取締法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第五まで、様式第十四、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十から様式第二十二まで、様式第二十四から様式第二十六まで、様式第二十八、様式第三十七から様式第四十まで及び様式第四十二から様式第四十五まで中「㊞」及び「3　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「4　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「記名押印」を「氏名」に改める。

（鉱業法施行規則の一部改正）

第九条　鉱業法施行規則の一部を次のように改正する。

第四条第二項、第六条第一項、第六条第三項、第十九条第一項、第十九条第三項及び第二十条第二項中「記名押印又は署名」を「記名又は署名」に改め、第二十一条第八号中「記名押印若しくは署名」を「記名若しくは署名」に改め、様式第二中「氏名又は名称（ふりがな）　印」を「氏名又は名称（ふりがな）」に、「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を「氏名は本人が記名又は署名すること。」に改め、様式第六中「名称　印」を「名称」に、「記名押印」を「記名」に改め、様式第二十九中「名称　印」を「名称」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「6　「押印又は署名」の欄には、押印又は署名をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印又は署名をすること。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。」を削り、同様式備考7を同様式備考6とし、同様式備考8を同様式備考7とする。

（鉱業登録令施行規則の一部改正）

第十条　鉱業登録令施行規則（昭和二十六年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを削り、同条中「のつづり目に契印しなければならない」を「にページ数を附さなければならない」に改め、「ただし、登録権利者または登録義務者が二人以上であるときは、そのうちの一人が契印するだけで足りる。」を削り、同条の前に見出しとして「（申請書のページ数の記載）」を付する。

（採石法施行規則の一部改正）

第十一条　採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び「3　氏名（ふりがな）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」を削り、同様式備考4を同様式備考3とし、様式第四の二から様式第六の二まで、様式第十二及び様式第十四から様式第十六まで中「㊞」及び「3　氏名（ふりがな）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」、「4　氏名（ふりがな）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」、「3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」、「4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」又は「6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。」を削る。

（武器等製造法施行規則の一部改正）

第十二条　武器等製造法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第四、様式第五及び様式第七中「氏名または名称および法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名または名称および法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、様式第十七中「氏名　印」を「氏名」に改め、「6　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をする。」を削り、同様式備考7を同様式備考6とする。

（商工会議所法施行規則の一部改正）

第十三条　商工会議所法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び「2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「1　用紙」を「用紙」に改め、様式第八中「会頭の氏名　印」を削り、様式第十七中「㊞」及び「5　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては、押印をする。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。

（航空機製造事業法施行規則の一部改正）

第十四条　航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「住所　印」を「住所」に改め、様式第二から様式第十の二まで、様式第十二、様式第十三、様式第十四の二中「氏名　印」を「氏名」に改め、様式第十五中「申請者　氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名　印　を　申請者　氏名または名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名　に改め、「1　※印の欄には、記載しないこと。」を削り、「2　用紙」を「用紙」に改め、様式第十六中「氏名　印」を「氏名」に改め、「6　「押印」の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあつては、押印をする。」を削り、同様